**【記載イメージＣ】**

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | ●●市議会事務局 |
| 任命権者 | ●●　●●　事務局長 |
| 計画期間 | 令和●年４月１日～令和●年３月31日（２年間） |
| ●●市議会事務局における障害者雇用に関する課題 | ●●市議会事務局においては、職員総数が10人程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。  職員の高齢化に伴い、中途障害者として身体障害者となった職員が若干名在籍することもあるが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないところだが、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。 |
| 目標 | |
| 1. 採用に関する目標 | ○（例１）計画期間内に新たに障害者（●名）の採用を目指す。  （評価方法）毎年度、採用者全員に対し、障害者であることの申告を呼びかける。ただし、評価結果の公表方法については、本人の意向を確認の上検討する。  ※　必ずしも障害者に限定した募集を行わずとも、障害者である応募者を念頭においた形で職員の募集を行うことも考えられます。  ○（例２）在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。  ※　採用又は出向等の別を問わず、現に障害者である職員が在籍している場合に、欠員が生じた場合には補充を行うという趣旨で、このような目標を設定することも考えられます。 |
| 1. 定着に関する目標 | 当該年度に採用した職員の当該年度末における定着率について、前年度を上回る  （評価方法）毎年度末、人事記録やアンケート等を元に、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。 |
| 取組内容 | |
| １．障害者の活躍を推進する体制整備 | ○障害者雇用推進者として●●●●●（※人事担当責任者の役職を記載）を選任する。  ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。  ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 |
| ２．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | ○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。  ※　現に身体障害者である職員が在籍している場合を想定しています。 |
| ３．障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | ○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。  ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。  ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。  ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。  ・自力で通勤できることといった条件を設定する。  ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。  ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。  ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。  ※　相当期間職員を採用しないことが確実に見込まれるなどの合理的な理由があれば記載しなくて差し支えありません。 |
| ４．その他 | ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 |